



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二四一)
- 産業活力再生特別措置法関係手数料令(二四三)
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令(二四四)
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令(二四五)
- 弁理士法施行令の一部を改正する政令(二四六)
- ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四七)
- ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(二四八)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務四二〇～四二四)

〔省令〕

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令(総務八八)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令(厚生労働一三三)
- 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(農林水産五三)

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(厚生労働四一八)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四一九)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四二〇)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四二一)

- 農林水産政策研究所依頼研究員受入規程の一部を改正する件(同一二三六)
- 農林水産政策研究所受託調査等実施規程の一部を改正する件(同一二三七)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(同一二三七)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通九三一)
- 海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件(同九三三)
- 登録基幹技能者講習の登録を行う件(同九三三)
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件(同九三四、九三五)
- 道路に関する件(東北地方整備局一五四、一五五)
- 道路に関する件(北陸地方整備局一一〇)
- 道路に関する件(近畿地方整備局一二一)
- 道路に関する件(四国地方整備局七四)
- 道路に関する件(九州地方整備局一〇三、一〇四)

〔規則〕

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件(法務三五八)

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(同三五九)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(厚生労働四一八)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四一九)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四二〇)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同四二一)

〔告示〕

- 農林水産政策研究所共同研究規程の一部を改正する件(農林水産一二三五)
- 農林水産政策研究所受託調査等実施規程の一部を改正する件(同一二三六)
- 農林水産政策研究所依頼研究員受入規程の一部を改正する件(同一二三七)
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件(同九三四、九三五)
- 道路に関する件(東北地方整備局一五四、一五五)
- 道路に関する件(北陸地方整備局一一〇)
- 道路に関する件(近畿地方整備局一二一)
- 道路に関する件(四国地方整備局七四)
- 道路に関する件(九州地方整備局一〇三、一〇四)

- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

